

証明書自動交付機は1月18日まで

市役所1階とアステアかさい3階に設置している自動交付機は、令和8年1月18日（日）で、証明書発行サービスを終了します。これは、国が進める自治体標準化システムへ移行することにより、自動交付機が利用できなくなるため終了するものです。

問合先 市民課 ☎ 8720



市役所 1 階



アステアかさい 3 階

「しみんカード」をお持ちの方



しみんカード

大切に保管
してください

市役所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、今後も「しみんカード」が必要です。

今後はコンビニ交付サービスを

自動交付機でのサービス終了後は、マイナンバーカードを利用した安くて便利な「コンビニ交付サービス」をご利用ください。全国のコンビニエンスストアなどに設置のマルチコピー機で、証明書を取得できます。

コンビニ交付の手数料は、窓口交付よりも安く、土・日・祝日も利用できるように便利です。



「年収の壁」見直しに関する主な税制改正



詳細はこちら

物価上昇局面における税負担の調整と就業調整対策のため、税制改正が行われました。

個人の市民税・県民税は令和7年中の所得などに基つき課税されるため、令和8年度分から適用されます。

1. 市民税・県民税が非課税となる範囲が変わります（給与所得控除の見直し）

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げられます。給与収入のみで扶養親族などがない方（単身者）の場合、収入103万円以下（改正前93万円以下）であれば市民税・県民税が非課税となります。

2. 同一生計配偶者および扶養親族の所得要件が見直されます

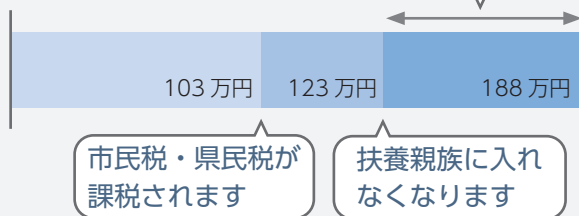
扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げられたため、給与収入のみの場合、収入123万円以下（改正前103万円以下）であれば配偶者控除や扶養控除を適用できます。

3. 大学生年代（19歳以上23歳未満）の子らに関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

特定扶養控除の対象となる大学生年代の子らの所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親などが控除を受けられます（控除額は段階的に減少）。

【例】令和7年分の収入が給与のみの場合

【大学生年代の場合】
扶養親族には入れませんが、親などは特定扶養親族特別控除を受けられます。



問合先 税務課 ☎ 8712

コンビニ交付サービスとは？

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなどの証明書が取得できます。

利用に必要なもの

- マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
- マイナンバーカードに設定した4桁の暗証番号

利用の方法・店舗



詳細はこちら

利用方法や利用できる店舗などは、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）サイト」を参照ください。

利用時間

午前6時30分～午後11時（店舗により利用可能時間が異なります）
※土・日・祝日も利用できます（12月29日～1月3日、保守点検日を除く）

注意事項

- 15歳未満の方、発行制限を受けている方は利用できません。
- 4桁の暗証番号を3回連続で間違えると利用できなくなり、その場合は本人が市民課でロック解除の手続きをする必要があります。

高齢者のタクシー利用料金 半額を助成

運転免許証をお持ちでない高齢者を対象に、外出の不便を軽減するため、タクシー利用料金の一部を助成します。

対象者 加西市に住民票があり、次の①または②に該当する方

- ①75歳以上で運転免許証をお持ちでない方
- ②65歳以上で運転免許証を自主返納された方

助成内容 タクシー利用料金の半額助成（1回につき上限2千円、100円未満切り捨て）

※乗車地または降車地のどちらかが加西市内の場合に限る

加西市地域公共交通シンポジウム



申込はこちら

加西市の公共交通のあり方について、利用者・交通事業者・行政と一緒に考え、利用促進を図ることを目的に実施します。この機会にぜひご参加ください。

日時 11月9日（日）14時～16時
場所 アステアかさい3階
内容

・加西市の公共交通の概要について

コンビニで取得できる証明書

証明書	手数料	取得できる方
住民票の写し	250円	本人および同一世帯の方
印鑑登録証明書		本人
所得課税証明書		
納税証明書		

戸籍証明の発行はコンビニ交付を行っていませんが加西市公式LINEから請求できます

署名用電子証明書（英数字を混ぜた6桁以上の暗証番号）が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方は、加西市公式LINEから郵送請求ができます。



申請はこちら

マイナンバーカード取得がお済みでない方

コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。取得がお済みでない方は手続きをお願いします。

マイナンバーカードは、申請から受け取りまで1カ月程度かかります



取得方法はこちら



マイナンバーカード

申請方法 次の①と②をお持ちいただき、長寿介護課窓口にて申請。申請時に利用者証用の顔写真を撮影しますので対象者ご本人が窓口にお越しください。後日、利用者証を郵送します。

- ①本人確認書類（マイナンバーカードなど顔写真付きのもの1点もしくは健康保険証など顔写真のないもの2点）
- ②運転免許証を保有していないことがわかる書類（運転経歴証明書など）

問合先 長寿介護課 ☎ 8728

・基調講演「加西市における公共交通の取組と成果」
講師…一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長 土井勉
・パネルディスカッション「未来につなげる加西市の公共交通を目指して」
※事前申込制。オンラインでも実施。
問合先 政策課 ☎ 8700